

琉球大学学術リポジトリ

沖縄の集落における空間の共有性及び環境保全規範 の変遷と再構築

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 清水肇 公開日: 2010-03-02 キーワード (Ja): 集落, 共同体, 規範, 沖縄, 環境保全規範, 共有性 キーワード (En): village, community, norms, Okinawa 作成者: 清水, 肇, Shimizu, Hajime メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/16030 |

第3章 共有性と環境保全規範の変遷と現状

1. はじめに

本章では、第2章で述べた原形像を基点として、第二次大戦後から現在に至る集落空間の変遷、共有性の変遷を分析し、環境保全規範の現状のとらえ方を整理する。

空間的変遷過程はもとより共有性や規範という意識や行動様式については歴史的に記録した資料がまとまって存在しないため、その再現作業には困難な点が多い。ここでは、変遷の結果としての現状分析を行い、さらにそこで見出された課題について地域での資料収集によるケーススタディを通じて変遷過程を推察するという方法を取る。

最初に、沖縄の地域社会分析の視点を概説として整理し、特に共有性に関わる重要な事項である共同所有空間のケーススタディを行う。続いて、現状における空間の共有性と密接な関係を持つ行事、祭祀についてのケーススタディを行い、さらに、共有性の対象となる空間の変容の結果を概観する。これらの現状がいかにもたらされたかを、戦後集落史の記述としてまとめ、特に聖域に関わる変遷の背景については事例検討により考察を加える。

2. 共同体と共有空間

(1) 沖縄の地域社会分析の視点

概説として現在の沖縄の地域社会を空間の共有性に関わる視点から見ていく場合に留意すべき点をまとめると。

地域社会組織としての「町内会」は、日本の社会学では重要な研究対象である。日本国内全般における町内会、自治会（以下、自治会等とする）は、地域において大きな存在であり、日本の自治会等の所属率は、先進国の中では特異なほど高いものとして知られている。

本土の一般的な町内会や自治会の歴史的経過については、以下のような説明が一般的である。

近世まで、「五人組」に象徴される封建社会の支配を支える組織があり、それに農村の生産共同体、都市部の商工業者の自治組織がある程度重なりあって存在した。これらが明治維新以降ゆるやかに変容した。

その後、第二次大戦をはさみ激動期があった。1940年の内務省通達で「町内会・部落会整備」が進められ、「隣組」がつくられて自治会等が大政翼賛会の下部機構に組み入れられた（1940年、内務省訓令第17号「部落会町内会整備要領」）。

戦後はその反動でG H Qが日本の町内会・部落会に解散、禁止を命じた（1947年、ポツダム政令第15号「町内会部落会又はその連合会に関する解散 就職禁止その他の行為の制限に関する件」）。こ

の状態は講和条約発効によって解かれ、次第に自治会等が再生していく、さらに1970頃からの「コミュニティ形成（づくり）」で町内会等を含めた地域集団が国や自治体の政策の対象にもなっていく。

なお、戦後の解体期を経て、自治会等が所有していた土地等の共有財産も法的に持てなくなった。ただし、農村部においては財産区の形態や名義と実質を区別した事実上の共有地も残っている。1991年の地方自治法改正により、規約作定などの一定の条件を満たせば自治会等が法人格を認められ土地登記もできるようになり、地域社会の共有財産に関する新しい段階を迎えている。

上記の本土一般の状況と比べれば、沖縄の場合以下の特徴がある。

①廃藩置県、琉球処分を経ても沖縄県においては旧慣温存政策が取られたため、地租改正や市町村制の施行時にも、琉球王府次の間切単位の地方統治が続けられ、土地所有権の近代化も行われなかつた。これは、土地整理事業（1899～1903年）によって土地の私有に関わる制度の整備と土地所有まで続き、近世共同体の特徴が近代化以降に強く残ることになった。

②GHQが本土で自治会等の解散を命じたのは講和条約の発効前だが、当時既に沖縄を行政上、政治上日本から分離していたため、自治会等の解散、禁止がなかった（1946年、GHQ「若干の外郭地域を政治上、行政上日本から分離することに関する覚書」）。

③県内のかなりの地域で沖縄戦の壊滅的打撃、戦後の混乱を経験した。本島南部ほかの激戦地では、人的にも空間的にも壊滅的な被害を受け、その後地域共同体の復興が試みられた。一方で、都市部の混乱や再編、そして軍事基地への土地接収が大きなインパクトになった。

以上を踏まえて、沖縄の地域社会の特徴を描いてみると、

①全般的には、近世共同体の、祭祀の共同、生産の共同、生活の共同という要素が強く残る。遡れば同じ先祖を抱く集団としての絆である。ただし、県内でもその性格の地域差が大きい。

②通常は、一定の地域の範囲の中で成り立つはずの地域共同体が、空間的な拠り所を離れても濃厚に存在する。その典型が郷友会組織である。例えば、離党や農村部出身者が那覇都市圏において社会組織を形成する。さらには日本本土や移民先の外国においても郷友会が結成され、出身地のコミュニティとの関係を持続する例が多く見られる。

③もう一つ空間的に特殊な条件の上で存在するものが、軍用地内にかつてあった集落の共同体である。離郷者コミュニティと言う点で郷友会と論理上の共通点もあるが（「郷友会型自治会」と呼ぶ研究もある）、集落移転という性格の場合もあり、歴史的経過から区別すべきと考える。

④地縁以前に出自集団を重視するコミュニティの特質もあって、都市部における新しい地域社会組織形成の遅れが見られる。例えば、那覇市においては1990年代に自治会への加入率が30%を割り込んでいる。

⑤特に土地については戦後の沖縄で土地の共有が戦後期に全面的に解体されたことがなかった。復帰後は法的に登記ができなくなったが、幾つかの方法によって実質的に共有状態が続いている場合が多い（いわゆる、「字有地」など）。また、字有地が軍用地内にあり多額の軍用地料が字運営の財政基

盤となっている場合もある。共有財産を所有する集団としての性格が上記の共同体の特徴の背景にある。

そのために現代起こっている状況を典型化すれば、那覇都市圏の市街地で、古い伝統的地域社会の構成員が住むと同時に、北部離島や基地接收地等の出身者が各々の出身地の繋がりの中で暮らし、さらに都市圏内で流動化する人口は新しい住宅に住んで比較的孤立している。多様な人々が一まとまりの地域内に混住している。これが改めて「地域社会」として一括して再編、統合されると想像するのは容易ではない。

一方で、農村部は人口が流出し地域社会のあり方も変化しているが、郷友会の動きをみると、潜在的な地域社会構成員が都市部に多数いるとみることもできる。

以上の状況整理の上で環境保全規範の現状とその再構築に関わる課題を以下に述べる。

①帰属意識を基盤とする共同体には、その原点に祖先と結び付いた具体的な空間がある。そこでは、第2章で触れた村内法の時代の環境保全規範が変容しつつも何らかの形で継承されていると考えられる。この変容過程を整理し、地域空間のあり方と空間への地域社会の関わり方を展望することが第一の検討課題である。

②一方で、戦後の社会と地域空間の激動、さらには本土復帰後の都市化の進行の中で、伝統的共同体の延長での取り組みが困難な状況も多い。また、環境問題に関わる市民運動・市民活動は多様に展開している。この状況整理と、各種の市民活動と既存の地域社会の関わり等の新しい展開が第二の検討課題である。

(2) 共有空間の現状（事例検討）

日本において地域社会組織が土地や建物を所有することは原則として法的に容易ではない。不動産登記制度の上では個人名義か法人名義において登記を行わなければ対抗力がない、すなわち、正当な所有権をめぐって争う状況が生じた場合に権利を主張する当事者として認められないからである。ところが、事実上の慣例として集落単位で所有してきた不動産は沖縄に限らず日本全国に多く見られる。また、近年では1991年の地方自治法改正により「地縁による団体」による登記の可能性も開かれた。これらに関する理解を深めるには、明治以降の、入会（いりあい）をめぐる経緯と財産区制度をめぐる経緯を踏まえなければならない。

ただし、沖縄においては下記の相違がある点は留意しなければならない。

①地租改正が進められ土地所有権の近代化が着手された時期（明治5年）、市制町村制が確立され旧慣との関係で財産区制度がつくられた時期（明治22年）は沖縄県は旧慣温存期にあり、土地所有権の近代化は着手されていなかった。。

②戦後に財産区制度が整備された時期（昭和22年地方自治法制定での規定と昭和29年の制度の整備）には米軍統治ないし米国民政府統治下であった。

そのため、沖縄県には財産区が存在しないとする法解釈もあり⁽¹⁾、一方で第二次対戦後に自治会所有の私有化もゆるやかであったため、現在も自治会（字、区）の土地所有が他県と異なる形で継続している。旧農村集落が周囲の山林や水路等に関わる権利を有する点は本土の農村部と類似する点も多いが、集落空間内に多様な共有空間が残されている点が大きな特徴である。

この共有空間の存在状況を確認するために、那覇都市圏の一つの字についてその共有地の事例検討を行う。この地区は市街化調整区域と市街化区域の境界付近にあり、都市的土地利用が広がりつつあるが、旧集落部分の空間と丘陵緑地はある程度伝統的要素を残している。

この地区では、図3-1に示すように40箇所の共有空間を自治会が字有地として所有している⁽²⁾。

分類すると以下のようになる。

①施設用地：公民館、児童館、集会施設他

公民館は一般には「字公民館」であり、公立公民館とは性格が異なり字の財産である場合が多い。ただし、この事例では公立の施設を実質的には字の公民館として用いている。児童館も含め公設の施設用地が字有地である。

②広場：公園、史跡、行事のためのオープンスペース

集落内には遊具を伴う広場が点在している。他に旧公民館跡を広場として日常や行事で利用する

③道路：町道等と連続

町道等から実質的に連続する空間を字が所有している。一見すると道路の一部に見える空間である。

④井戸：道路脇の井戸と周辺の空地

これらの井戸はかつては「村ガード」であり共同利用空間であった。現状ではほぼ蓋がされて実質的な機能を失っているが、御願が可能な空間としての形態は保たれている。

⑤御嶽：拝所と周辺の丘陵緑地

集落内のものと丘陵部のものがある。丘陵にある御嶽の場合、拝所の空間とそのわずかな周辺空間だけが字有であり、それをとりまく緑地は私有となっている。

⑥緑地：御嶽以外の山林、畑

共同利用空間の痕跡と考えられる斜面緑地や農地である。

⑦私用：特定の個人か法人の利用

字から借地をして個人や法人が土地を利用している例がある。

(1)ただし、字の共有財産を「財産区」と称している例はある。これは必ずしも地方自治法上の規定に沿ったものとは限らない。

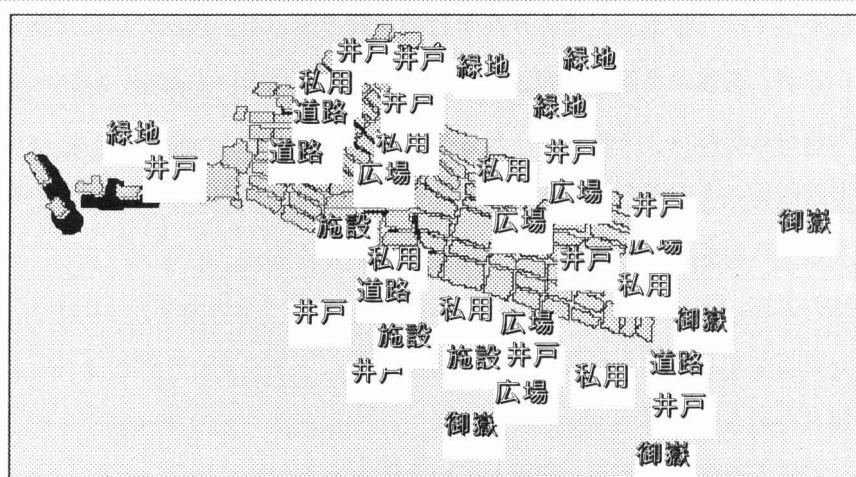
(2)土地登記等をいかに行っているか、という問題については、特定の事例であるので詳述しない。一般に取られている方法としては下記のものがある。すなわち、個人名登記の上で事实上字有としての権利を保つ、公有地としての登記を行い事实上の権利行使は慣例として行う、「字有」の形のまま登記する。さらに「地縁による団体」としての認定を経た上で自治会所有として登記する、という方法も地方自治法改正（1991年）で加わった。

共有地の構成全般を見ると、農地山林関係のものが少なく集落内のものが中心である。本土復帰前に字有地の存続の見通しに危機感があり、一部が処分されたことの影響も大きい。この7類型のうち、私用をのぞけば、日常的利用のための共有地（施設用地、広場、道路）と祭祀・行事・象徴的価値に関わる共有地（井戸、御嶽、緑地）に大きく分けられる。井戸や緑地はかつては具体的な利用価値を有した空間であったが、象徴的価値を有するものへと性格が移行している。

これらの空間は農村集落として農業生産と共同体の生活を支えてきた空間であったと考えられる。例えば集落南端部に幾つかの施設用地が見られるのは、戦後まで利用されていた集落の製糖場（サーターヤ）の跡地である。周囲の緑地の一部は、共同作業などで使われた毛（モー）の名残である。この地区は都市化の進行の中で農村集落としての性格が弱まってきた。また、一般に水田の消失（昭和30年代）から復帰後の農業基盤の公的整備の進行の中で生産空間の共同管理機能は縮小されてきた。結果として、日常生活に関わる空間と保全対象となる空間とが残っている。

なお、このような共有空間分類の先例としては、今帰仁村の今泊集落の共有地の分類が「今泊誌」においてなされている。そこで分類は下記のようなものであり、若干の差違はあるが本稿の分類と共通する考え方が見られる。

- 1) 目的財産（サーターヤー跡、モー、山林など）
- 2) 共用財産（保安林、畠、公民館、カーナビなど）



施設：公民館、児童館、集会施設他
 広場：公園、史跡、行事のためのオープンスペース
 道路：町道等と連続
 井戸：道路脇の井戸と周辺の空地
 御嶽：拝所と周辺の丘陵緑地
 緑地：御嶽以外の山林、畠
 私用：特定の個人か法人の利用
 (1995年)

図3-1 共有空間の種類と位置

3) 祭祀財産（御嶽、火ヌ神、グスク）

4) 保全財産（保安林、道路、護岸）

これらの共有空間は、字の財産として維持され、一部は字による利用と管理がなされ、その処分に関する自治組織が決定を行う。このことの意義と課題を環境保全に関わる視点から下記に述べる。

①日常的利用の対象となる空間を共同利用・管理する意義

道路や河川などは国県市町村により公的に維持管理される状態が現在は当然とされる。それらの空間に対する行政の責任が確立されたことは近代化の過程の重要な側面である。ところが、字有地を有する集落では、公民館や広場をはじめとする共同利用空間を自ら所有し、維持、管理を行っている。所有権があるだけでなく、地域自治組織がその利用に関わる決定を行い、場合によっては建物建設や遊び場などの整備までを行う。このような共同体の機能の中には共同の清掃作業など直接環境保全に関わるものも含まれている。また、直接には環境保全に関わらないものであっても、空間を共有し共同利用する営みは環境を共有するという認識が成り立つ基盤となると考えられる。

②集落空間の骨格を保持できる意義

日常的に共同利用されていない空間であっても、周囲の緑地や御嶽・拝所の場所が共有地とされており、ある程度の原形が保持されている。これは、第2章で説明した石灰岩台地型集落の基本的特徴である小丘陵の緑地と集落空間の位置関係を維持するための基礎的条件となっていると考えられる。ただし、その全てが共有の対象になっているとは限らないため、本章で後述するような変容が起こる場合もある。

③保持された集落空間の骨格を生活文化として継承することの意義

上の項目と重なるが、共有空間は祭祀、行事の場である場合が多い。このことが集落空間の骨格に関わる生活文化の継承の上で重要な意味を持つ。この点についてはさらに次の項で触れる。

④環境保全規範の再構築のための資源を維持することの意義

村ガード（村井戸）の空間は、本来は共同利用空間であり上記の①の意義に関わる空間であるが、上水道の普及により②と③の意味を持つ空間へと移行した。ただし、これらの空間は整備方法次第では伝統的水利用文化の学習や集落スケールでの水循環につながる可能性を有している。すなわち、近代化以前の環境保全規範に関わりの深い空間が共有地として維持されていることの意義である。

⑤集落共同体の財産を地域で共有するための課題

共有空間を生かすまでの最大の問題は、地域への新規来住者がその維持管理にいかに関わりを持ち得るかという点にある。維持管理が負担になる状況であれば新規来住者に参加を求めることが難しくなり、その空間が収益をあげたり処分による交換価値を有する場合には、旧共同体のメンバーシップが固定されがちである⁽³⁾。地方自治法にもとづく市町村による地縁団体認可の要件は、（1）地域的な共同活動を目的、（2）区域が客観的に明らか、（3）区域の全ての個人が構成員になれる、（4）規約を定めていること、4つであり、旧共同体の再編の一つの方向を示している。ただし、すべての地域でこのような展望が開けるとは限らないことも事実であり、市民活動団体との連携など、多様な可能性をさぐる必要もある。

(3)沖縄の場合、その典型として軍事基地内に接収された土地への権利を持つ集落共同体もある。この場合、地料の分配という利益に関わる問題だけではなく、強制的な土地収容という過酷な歴史を共有する社会集団でもあるため慎重な整理が必要である。このような事例は、今回の調査研究では対象とするに至らなかったが、重要な研究課題である。

3、行事、祭祀と空間構成

前項で、空間の共有状況について事例検討を行った。これは空間の背後にある権利関係である。実体としての空間をとらえるという課題については、次の項で検討を行う。共有性について考える際、もう一つ重要なことは、空間と人、空間と地域社会の間で具体的にどのような関係が結ばれているかという点である。その中でも集落で共有される生活文化として重要な祭祀、行事が集落の環境上の骨格とどのような関係にあるのか。事例検討をもとに概要を以下に述べる。

まず、南風原町で行われた集落祭祀調査をもとにその経路や位置関係を地図上で確認しパターンを把握した⁽⁴⁾。また、行事関連では、糸満市域も含め約8例の綱引き、獅子舞他の行事の経路を検討した。

南風原町内の主要祭祀の経路を分類すると、御願の場所は、腰当森内の拝所、集落内の拝所、宗家（ムートゥーヤ）、聖泉が主であり、さらに遙拝所と集落外の聖地が加わる場合がある。又、魔除けを特に意図する祭祀では集落外との境界を示す地点が選ばれる場合がある。

一方で、芸能、娯楽の要素の強い行事（綱引き等）においては、広場的空間（旧馬場、公民館前、前道等）が主要な舞台となる。また、行事においても前後の御願を伴う場合が多いため、聖域から広場への移動を伴う場合がある。ここで選ばれる経路は現在の集落内の骨格をなす歩行路である。

このように祭祀、行事から各集落の①聖域、②領域認識、③広場、④骨格をなす歩行路、の4要素を読み取ることが可能である。これをモデル化したものを図3-2、図3-3、特に糸満市米須集落で祭祀、行事と空間構成の対応関係を見たものの例を図3-4に示す。

現在の村の祭祀は概ね、神人や区の役員などによって行われるが、これが村行事に位置づけられることで聖域の性格が定期的に確認される機会になる。また、集落ごとの個性にあふれる行事や芸能は幅広い年代の多数の人が参加する。新旧の世代が集落空間の骨格とその象徴性を実感する重要な機会になっている。

(4)平良次子、「シマがみえる」、『南風原町文化センター紀要創刊号』、1992年、に記述された5字、26祭祀について経路を図化、分析した。



図3-2 行事、祭祀と集落空間

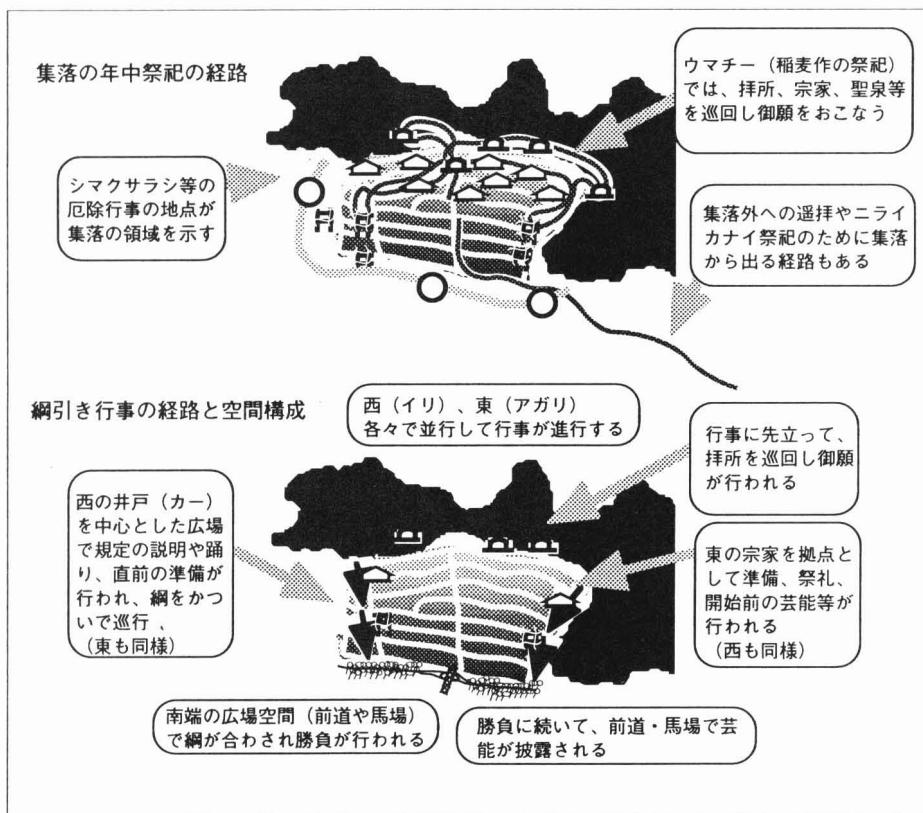


図3-3 祭祀、行事の経路と集落空間 複数例をもとに典型として構成

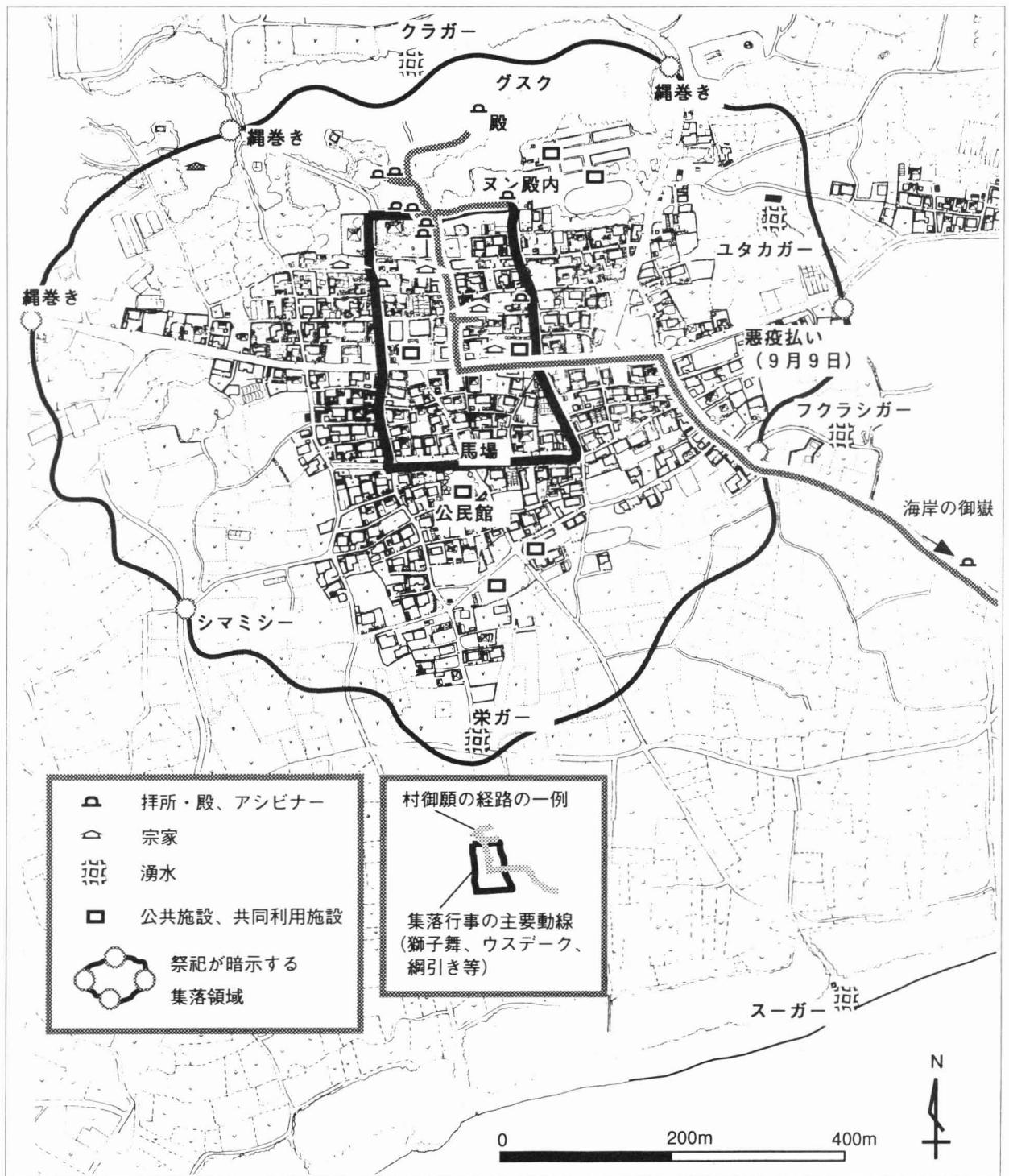


図3-4 集落空間構成の例（糸満市米須）

4、空間的変容とその背景

(1) 腰当森に関わる空間変容

第2章の3の分析で対象とした糸満市内と南風原町内の38集落のうち、1949年時点の地形図で腰当森に相当する丘陵の存在が確認できた36集落について、1990年代の地形図⁽⁵⁾との比較をもとに腰当森と集落空間の空間的関係に関わる変容状況を整理した。取り上げた38集落のうち30集落は市街化調整区域内にあり都市化の進行はゆるやかである。また、市街化区域内の8集落では周辺のスプロールが著しいものもあるが集落空間のまつりは保持されている。

しかし、基本的な空間構成に関わる変容も進行している。

特に腰当森が消失または主要な部分が消失したものをあげると、

南風原町：神里：ウガンモーでのグラウンド建設による部分消失

山川：ウガンモーでのグラウンド建設による部分消失

糸満市：兼城：病院建設と宅地開発による部分消失

國吉：採石場による部分消失

真栄里：図書館建設と公園建設による部分消失

福地：全体が消失して農地、宅地へ

伊原：採石場による部分消失

喜屋武：小学校建設による部分消失

大きな変化としては上記の8例である。また、腰当森の北側に幹線道路が通る南風原町兼城や宮平では腰当森の全体的な縮小が見られる。

消失・部分消失の8例の消失理由を性格別に分類すれば、①宅地開発、②公的性格を持つ施設の建設（公園、学校、図書館など）、③採石場、に分けられる。

民間の開発者による宅地開発や採石が行われていることが一つの要因だが、同時に公的施設建設が大きな要因となっている。特に市街化調整区域内（同時に農業振興地域内）の集落では、集落の南側の農地が農業振興地域の農用地に指定される場合がほとんどのため、腰当森は「開発余地」とみなされる傾向があり、公的機関が開発適地として丘陵緑地を選ぶ場合があることも背景にあると考えられる。

また、道路の位置に関して伝統的集落空間構成では南端部に他集落へ通じる道があることが通常である。腰当森付近の東西向きの道が他集落へ通じている例は原形としてはまれである。そのため、現在でも通過自動車交通によって集落空間が分断されたり腰当森と集落の間が断ち切られる例は少ない。例外として、3集落において腰当森と集落の間を通る道路が確認される。

南風原町：喜屋武：県道が通過

津嘉山：今後、他地区とを結ぶ地区幹線になる可能性のある道路が通過。

(5)1/2500地形図を用いた。作図時期はエリアによって異なるが、概ね1990年代前半のもの。

この2集落の場合、地区幹線的道路が腰当森と集落の間を横切る形になっており、これは戦後にひかれた道路である。また、津嘉山の場合は今後の区画整理事業が集落北側から北西側にかけて施行される⁽⁶⁾。

糸満市：名城：戦前からの国道の通過

において、森と集落の間を突き抜ける道路が既に戦前からつくられている。市内の他の集落の場合このような道路位置になっている例がなく、石灰岩堤と集落が規則的に並ぶ地域の特徴に対応して集落内の環境を搅乱しない道路網がつくられていたことがわかる。

このように概観すれば、腰当森が消失していく直接の理由は、①宅地開発や採石場等の民間の開発者の動きが制御されていないこと、②公的機関や行政自らが腰当森を切り崩した土地利用改変に関わっていること、の2点である。

このような状況と環境保全規範の関係を考えれば、腰当森の改変は地域住民の共有性や環境保全規範によって制限されなかったのか、という検討課題が姿をあらわす。民間あるいは公的機関によって空間改変が行われようとした場合に地域住民が抵抗しなかったのか。また、グラウンド建設等、地域社会が自ら「整備」を促進した例があるとすれば、その背景は何か。この点をより具体的に検討することを、次の項の目的とする。

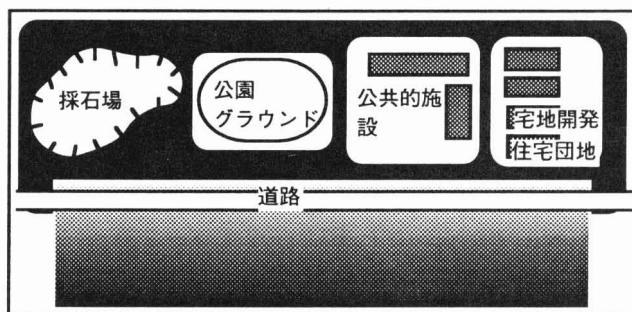


図3-5 腰当森の変容のパターン

（2）戦中戦後史の中での空間共有性の変容

①沖縄戦前後における集落空間

前項において、腰当森の空間変容について触れた。これは一般的には、地域への開発圧力、保全のための制度や施策の欠落、地域住民の保全に関する意識の弱体化、この3つの要因によって説明される。しかし、かつて聖域であった場所が荒廃したり、全く別の土地利用に転換された経緯について地域の共同体と住民がいかに対応してきたのかについては、より丁寧な事例研究が必要である。

ここでは、有力な戦災調査資料のある南風原町を対象として、沖縄戦の直前から戦中、戦後、復帰

(6)津嘉山集落は現位置より南から東にかけて3つの古村があり、それが移動して一つの集落になったとされている。そのために、集落北側に拝所が比較的少ない。このような状況と区画整理事業の進捗との関係については今後の検討の余地がある。

後までの経緯を整理する⁽⁷⁾。戦災に関しては、基礎資料として南風原町史編集委員会の資料を用い、その中の空間的側面を特に抽出する作業を行った。

南風原町は西方に那覇、北方に首里が隣接する。1944年3月の第32軍の沖縄配備以降、後方陣地として南風原町の全集落に日本軍が駐屯した。軍の集落空間利用は各集落の空間構成に対応した一定のパターンが見られる（図3-6）。

丘陵部は足元に兵隊壕、戦車壕等が掘られ陣地化された。ほとんどの集落で陣地壕、戦車壕、兵隊壕、トラック壕、といった壕が掘られた。津嘉山の司令部壕、喜屋武の野戦病院壕という重要施設が置かれた集落もある。また、聖域の多い丘陵の上部が使われた集落もある。野戦重砲が置かれた神里、高射砲部隊が展開した宮平の例である。腰当森の位置にある丘陵が使われた例が、高射砲（1）、野戦重砲（2）、位置は北側ではないが周辺丘陵で他に弾丸がウガンモーが野積みにされた神里の例、グスクの近くに糧秣置き場が作られた兼城の例のように、軍施設の一部として利用された。

集落内では、民家が瓦屋を中心に兵の宿舎とされたり食糧倉庫となつた。1944～45に431戸＝28%の民家が使用された。例えば、宮城では「日本兵241名、防衛隊20名、徴用者25名が瓦屋を中心とした民家の一番いい部屋に宿泊」していた。

共同利用施設の中では、村井戸は炊事場として多くの集落で利用された。製糖工場が弾薬倉庫となつた例が4例、製糖工場が戦車修理工場となつた例が1例である。集落内の主要な空間や建築も使用された。与那覇ではノロ殿内を戦車部隊が使用した。ムラヤー（字事務所＝公民館）を慰安所とした例（2例）は兵営化された集落の特異な状況を示している。照屋では、ムラヤーの事務所と倉庫の2棟が慰安所として改造された。

また、集落の周囲の農地等は糧秣置場に使われた例が多い。

すなわち、聖域としての丘陵・集落（共同利用施設+民家）・農地という三者の組み合わせが、陣地・兵営（主要施設+宿舎倉庫）・物資集積場所の三者から成る軍施設となっていた。日本軍は集落の生活空間と分離された空間ではなく、既存の全集落の集落空間を兵営および陣地として活用したのであり、これが南風原町の集落の沖縄戦直前の状況の大きな特徴である。

②戦災による集落の被害

戦災は4段階を追って南風原の集落に甚大な被害をもたらした。

最初に焼失したのは10.10空襲（1944年10月10日）を受けた与那覇である。10.10空襲は那覇大空襲として知られているが、南風原町では与那覇が特に空襲を受けて多数の民家が消失した。

その後、他の集落も1945年3月末以降の艦砲、空襲の本格化、により大きな被害を受けることになる。艦砲、空襲は集落を含めた相当広範囲が被害を受けたが、その際、全集落が実質的に軍施設であつ

(7)南風原町教育委員会、「南風原町沖縄戦災調査」、1984～1996（全12巻）は、全戸の悉皆聞き取り調査と史料をもとにした全集落の戦災調査報告書である。これをもとに筆者が物的空間的要素を抽出して整理した。

たために集落自体が米軍の目標となったと考えられる。

さらに、首里攻防の際に米軍が首里の南東側から回り込む作戦を取ったため、首里陥落前に南風原町の北東部集落は地上戦の戦場となる。

そして日本軍の南部撤退にともなう戦線の南下の中で、その経路となった南風原町内の集落のほとんどが焼失する。

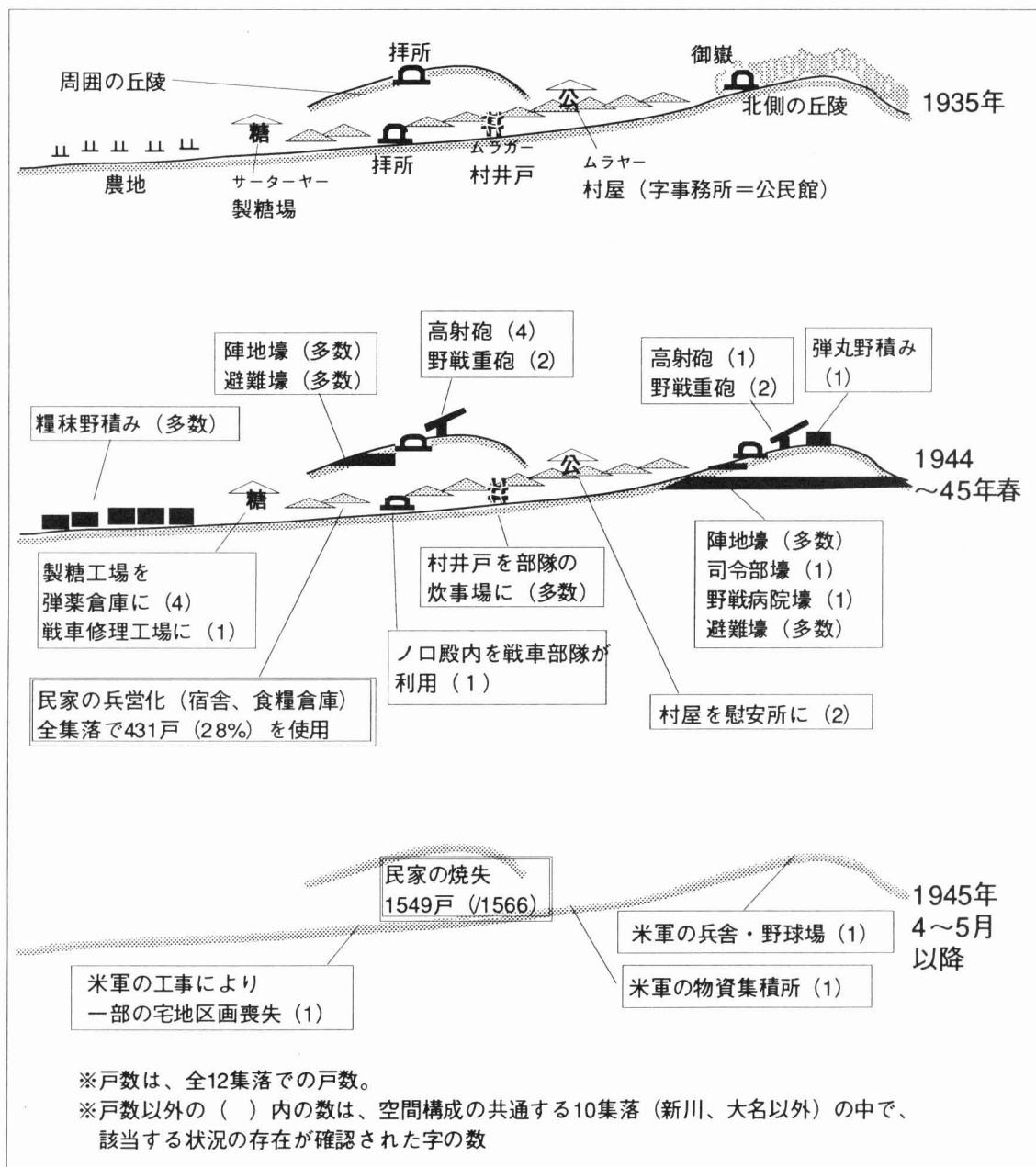


図3—6 南風原町の集落の沖縄戦前後の姿

以上の経緯の中で全壊した民家の数は、下記の通りである。()内の数は人が住んでいた家の総数。

喜屋武：124 (/133)

兼城：106 (/107)

宮城：159 (/159)

津嘉山：367 (/367)

与那覇：76 (/82)

大名：62 (/63)

宮平：118 (/120)

山川：102 (/106)

照屋：108 (/108)

新川：77 (/77)

本部：91 (/91)

神里：159 (/162)

計：1549 (/1566)

集落内のほとんどの家屋が失われた状況を上記の数字が示している。

死亡した住民数は集落ごとでみると37%～51%に及ぶ。

③戦後の復興過程と聖域、共有空間の変容

敗戦後の生残住民は収容所からの帰村許可後に各集落の復興に取り組んだ。砲弾を掘り出し、遺骨を拾い、池となった「艦砲穴」を埋めるところからはじまり、土地区画の再確認、農地の回復、住居の再建が少しづつ進められた。再建された公民館や青年会詰所が村組織の拠点となり共同作業や相互扶助が行われ、徐々に集落の復興が進んだ。敷地境界の再確定により宅地や道路の基盤の形状は相当程度戦前に近いものとなった（照屋では米軍の工事により一部が再編された）。

この経緯により各集落は、物的にはほぼ戦後のものだが基盤条件は伝統的構成を有するという独特的の個性を持つこととなる⁽⁸⁾。

戦後の復興過程から現在に至るまでの集落空間史については、現時点で南風原町全域についての報告を整理するに至っていない。本報では一集落（B区）の事例を取り上げ、聖域と共同利用空間を中心に戦後の経緯を記述する。

B区では戦前に北側丘陵一帯に5ヶ所の拝所の存在が確認される。これらは、沖縄戦で全て破壊された。戦後、丘陵の一部は米軍の兵舎、野球場として使用された。丘陵部の拝所は1949年に集落内の

(8)ただし、屋取集落とされ戦前も戦後も散在型の集落である新川については戦前と戦後の空間的対応関係の整理が困難である。

拝所に合祀された。

その結果、ウガンモーなどの名称を持つ丘陵部に拝所が存在しない状態となった。ただし、拝所跡の多くは字有地であり共有財産としての位置付けは残った。

1960年代のB区の記録によれば⁽⁹⁾、この時期B区は公民館、字幼稚園、遊び場等の生活空間整備に取り組んでいる。旧公民館の土地を払い下げ、旧製糖工場の土地に公民館を建設する、池を埋め立て字幼稚園にするなど共同利用施設の再編、整備が進められた。字の共有地は字の財産の管理運用の過程で適宜処分（主に字住民への払下げ）された。旧拝所付近の土地は徐々に処分され、1970年代には拝所の旧所在地の幾つかが処分された。

この過程で戦前に拝所があった丘陵の頂部を遊び場として活用することとなる。字は共有地として土地を取得し、次第に範囲を広げ共同作業により造成、整備を進めた。さらに1970年代以降にはグラウンドとして本格的な整備が進む。1979年には祭祀復活の要望によりグラウンドの一画には石碑の形で「御嶽の再建」がなされた。

B区では、通常なら腰当森に相当する場所が平坦なグラウンドとなっており、隣接する丘陵（旧拝所）も資材置き場に使われている。象徴性を失った聖域の典型であるが、この背景には、①緩斜面主体のジャーガル地域の地形条件、②戦災で聖域の形状を失い結果的に合祀に至ったこと、③米統治時代の自力集落整備での活用対象となったこと、があり、それに伴って聖域に関わる意識も変化が促されたと考えられる。

沖縄の集落の伝統的空間構成が失われるのは復帰後の開発や公共工事による例が一般には多い。しかし、島尻地域で詳細に見れば、B区のように沖縄戦前後から復帰前までの経緯も、空間の実態や象徴性を規定していることがわかる。

一見すれば、御嶽の空間を住民自ら切り崩した上で遊び場を整備し、拝所跡の土地を払い下げて共同利用施設を建設した流れが目に付く。地域信仰の希薄化といった意識の変化が空間の変容をもたらしているかのようである。しかし、戦災という破壊的な空間改変、戦後の住民の自助努力で生活環境整備をせざるを得なかつたこと、という条件のもとで地域空間と地域社会の関係が規定された地域史の総体を念頭におく必要がある。

このような視点を導入すれば、共有性と環境保全規範の再構築という課題は地域住民の意識のレベルだけの問題ではなくなる。空間的な構想（例えば、戦災で失った空間的条件を再整備する可能性の検討）、空間と地域社会の関係に関わる構想（地域空間の価値に関わる学習と再評価、まちづくり活動）も含めた総合的な課題としてとらえる必要がある。再構築に関わる展望を次章で扱う。

(9)公民館に保管されている集落自治組織の会議の記録による。土地所有権の動きなど、個人情報に関わる記録も閲覧したため、本項では宅地等が特定できない程度の記述にとどめた。

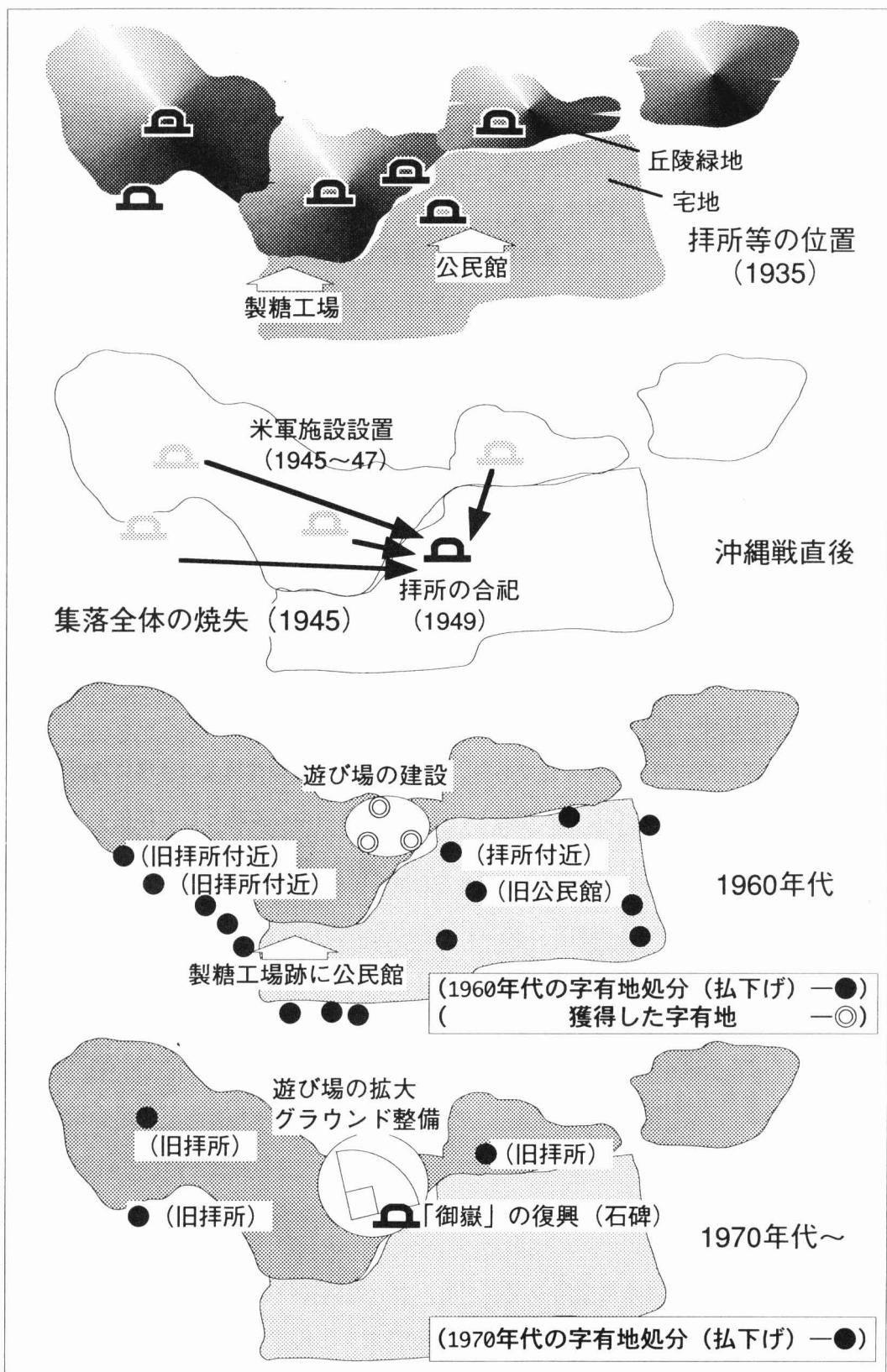


図3—7 B区における聖域と共同利用空間の変遷（模式図）

第4章 空間共有性と環境保全規範の再構築の展望

1. はじめに

本章では、前章までの原形論、変容論をもとに、空間共有性に関わる現在の状況を総論としてまとめるとともに、再構築の課題を検討する。

再構築の展望の検討にあたっては、基本的枠組を検討した後に、都市部のスプロール地域の自治会組織と市民活動団体を対象としたケーススタディを行い具体的な可能性を考察する。

2. 空間共有性と環境保全規範再構築の枠組み

(1) 空間にに対する共有性の成り立ち

第2章、第3章における分析を総合化すると、集落空間に対する共有性の成り立ちは以下の三点に整理される。

第一には、字有地などの所有権に裏づけられた共同所有空間がある。これらが聖域から集落内までに点在しており空間構成の基本要素となっている。

第二には、共同の利用・管理の対象となる空間がある。これは共同所有空間を中心として公有地や私有地まで実質的に広がっている。これが基本要素をつないだ骨格を形成している。

第三は、集落空間全般に対する共有性である。これは、全体の空間構成の秩序に対応しており、尊重すべき聖域一帯や汚してはならない水空間という形で生活の中の規範として存在する。

このように、所有レベル（点）、利用・管理レベル（線）、規範レベル（面）という段階で共有性の対象となる空間が理解される。

これに対応する地域社会は字組織（または区、公民館）である。なお、転出した者は字組織の構成員ではなくなるが、転出後も出身地コミュニティへの帰属意識と実質的な関係が保たれることは沖縄の特徴の一つである。戦前の日本本土移住者や外国への移民が沖縄戦後の出身地の復興を支援した例も多い。現在でも集落環境に関わる活動に出身者が関わっている例がある。このように共有性の主体の範囲にはゆるやかなふくらみが見られる。

(2) 共有性の希薄化

戦後、特に本土復帰後には集落空間の変容が進んだ。製糖場の場所が公民館に使われたりクムイ（池）を埋めて遊び場として活用するなど、共同利用空間を現代的な形で継承した例も多い。

しかし、第3章で腰当森の変容を記したように、基本的な構成を失う変化も多くみられるようになった。集落を抱護する位置にある丘陵を失ったり、聖域と集落を分断してしまう開発行為などは現在も

進行している。共有性の対象となる個々の空間や全体の空間構成が今後も維持されるのかは予断を許さない。

地域社会においても、都市化が進み住民が流動化したための変化がみられる。那覇市で自治会の加入率が30%を割る状況（1996年）に端的にあらわれるよう、都市化の中での地域社会形成に悩む場面もある。本島中部など軍用地の問題が大きく影を落とす地域では、共有地から強制的に切り離されて存続している共同体もある。また、共有地が地料を生みメンバーシップが固定化されると、共同所有の権利者集団と自治組織が分離する例もある。地域社会をめぐる状況が共有性のあり方に反映し複雑な局面が生まれている。

地域社会と空間の関係も生活様式の変化につれて変わってきた。たとえば、水については雨水、井泉、池、川の各々の利用法が区別され、祭祀用、飲用から不浄なものまでを秩序付ける文化が存在した。村井戸（ムラガ）は字の所有、共同の利用・管理、生活規範における聖域という三段階の共有性が見事に当たる場であったが、上水道敷設後には利用のレベルが抜け落ちることになり、それに従って聖域としての位置付けも抽象化されつつある。

上記のように、空間自体の変容、地域社会の変容、空間と地域社会の関係の変容が進行し、空間の共有性が希薄化し環境保全規範の弱体化が進行する。

（3）共有性と環境保全規範の再構築の枠組み

地域空間の共有性を現代に再構築する条件について、島尻地域の集落を念頭に置き展望を描いてみる。

一つ目は集落空間の骨格の保全と再生である。例えば、帯状の丘陵緑地はまとまった山地のない島尻地域においては貴重な環境上の資産になっている。遺跡、文化財や沖縄戦の記憶を伝える地点も多い。このような自然、歴史環境面での重要性は共有性に関わる経緯と符合する。共有性の基盤をなす要素を読み取った上で、土地利用等の計画を組み立て保全修復を実現していくのか、島嶼の限定された環境条件の中では切迫した課題である。

二つ目は地域社会のあり方である。集落共同体を比較的落ち着いた形で継承できそうな地域もあるが、都市化の中で共同体の構成者等を再考慮すべき場面も多く生じている。所有レベルでの“関係者”の範囲は利害を伴う複雑な課題になっており旧共同体の中に固定されやすい。しかし、利用・管理レベルや規範レベルで共有性の主体と実際の居住者を一致させていかなければ、生活上の不都合や環境の荒廃につながりかねない。

三つ目は地域空間と人の絆である。都市部では地域固有の空間や文化に接したことのない世代が多数になりつつある。地域文化の見直しの動きは、多数の字史（誌）の刊行や行事の復活など次第に広がっており、博物館活動なども地域に密着したもののが出てきている。こういった活動が空間の共有性を改めて高めていく、その延長上に地域空間の保全や変更に関わる住民の主体性の發揮、すなわち、

まちづくりの展望をみることができる。徐々に動きつつある住民の地域点検やビジョンづくり、そして環境改善活動やまちづくりの運動の展開は共有性再構築の大きな条件である。

3. 都市化した地域における環境保全規範の再構築の可能性

(1) 検討課題と検討対象の概要

この項においては、先に述べた「共有性と環境保全規範の再構築の枠組み」のうち、「地域社会のあり方」と「地域空間と人の絆」に関わる可能性を検討するため、都市化が相当に進行した地域におけるコミュニティの実態と環境保全に関わる市民活動の事例を取り上げる⁽¹⁾。

地域環境の中で、ここでは特に水に関わる生活環境を題材とする。第3章までの検討からもわかるように水の確保は地域の生活が成立するための基本的条件であり、村井戸や河川は地域社会の共同性が強く投影された空間であった。ところが、上水道の普及（その前に簡易水道の普及の段階がある）が進み、水資源は地域で共同的に確保・管理するものではなくなった。そして、共同的水利用空間が失われ、農作業等に使われた池や水路が埋め立てられ、排水に関しても下水道の污水路、雨水排水路は暗渠となり地域生活の中で意識されることが少なくなった。都市河川も雨水排水路の末端としての役割しかもたなくなる。

このような状況に対して、近年、水環境を見直す潮流が拡大しつつある。水質も構造も悪化した都市河川を改めて生物の生息環境として豊かなものにしようとする河川関係の市民活動、地域における小スケールの水の循環を実現しようとする雨水利用の試み、をはじめ、石鹼利用推進や清掃活動など、身近な水環境と生活の結びつきを見直す取り組みが拡大しつつある。

しかし、都市化が進行する地域、とりわけスプロール化によって形成された地域では幾つかの厳しい条件がある。空間的には河川や排水路が最小限の空間の中で存在しており、「三面張り」化や暗渠化された空間において生物の生息条件を考えることはかなり難しい。地域社会も旧共同体と新しい都市住民の関係がうまく調整されていない場合や、自治組織が形成されていない地域もある。さらには、行政施策としても環境、河川、下水道、都市計画の各部門の連携が取れない場合が多く、水環境を総合的に扱う施策が取られることが少ない。

那覇市の安謝川上流域⁽²⁾は、上記のようなスプロール地域を都市河川が流れる地域の一つの典型である。安謝川は流域面積8.4km²、全長5.2kmの2級河川である。中流にある末吉公園の付近よりも上流をここでは扱うが、流域には首里末吉町（旧農村集落）、首里の旧市街地の縁辺部にあたる首里儀保町、首里平良町、首里久場川町があり、さらに上流にはかつてやや散村型の集落があった首里石嶺町

(1)本研究の大題目である「沖縄の集落」から、かなり拡大した対象を扱ったが、スプロール地域には多くの場合旧農村集落の空間が含まれている。集落が都市化に飲み込まれた結果として現在の地域空間と地域社会の状況がある。都市化と環境保全規範というテーマを扱う上で重要な対象として今回の調査研究に組み入れた。

(2)安謝川の流域は、那覇市と浦添市にまたがっている。ここでは浦添市側から合流する地点より上流の那覇市内の流域を扱うため、「那覇市の安謝川上流域」と表す。

がある。大規模な公営住宅団地（那覇市営久場川団地、那覇市営石嶺団地他）の開発が本土復帰前から進められたが、区画整理事業のような市街地基盤整備は進まなかったため、道路や宅地の形態は極めて不規則である。

安謝川の上流部の水質は、那覇市の水質調査によれば、BODが10.5mg/l～30.4mg/lの数値を示しており採水時次第で大きく変動する⁽³⁾。上流部はまとまった丘陵緑地がとほしく、源流は一部の湧水と地域の雨水排水路と考えられ、雨水の流入、生活排水の流入次第で流量と水質が大きく変動する。降雨の少ない日が続ければ、河床にわずかな水流が見られる程度となり悪臭をはなつが、台風等の豪雨時には周辺の民家で床上浸水が起こる。上流部は河床、護岸ともにコンクリート張りのいわゆる「三面張り」の状態であり、河川内の生物生息や河川敷空間の植生については生物相が極めて貧しい状態にある。ただし、中流部⁽⁴⁾には、比較的原地形と原植生の特徴が残る公園内（末吉公園）を流れる区間がある。上流からこの区間を通過した地点の方がBOD値が低くなる。

一方、自治会等については、次の項で述べるように、旧市街地の伝統を継承する地区から、自治会加入者が少ないスプロール地区、新しく開発された住宅団地の新しい自治会まで、多様な自治組織がある地域である。共同体としての地域環境管理機能は縮小あるいは未形成の状態にある。その一方で河川環境の改善に取り組む市民団体が活動を展開している。

以上の空間的条件と社会的条件のもとでの環境保全規範に関する課題、地域自治組織と市民活動団体それぞれの役割と可能性について分析を加える。

（2）既存自治会の状況

安謝川上流地域の13自治会に対して、自治会の状況および安謝川の環境と自治会活動の関わりに関する聞き取り調査を行った⁽⁵⁾。

自治会名は、石嶺町自治会、石嶺ハイツ自治会、立川自治会、石嶺ひよい自治会、城東自治会、公務員首里住宅自治会、石嶺団地自治会、石嶺第二市営住宅自治会、平良町自治会、久場川町自治会、久場川市営住宅自治会、儀保町自治会、以上の13自治会である。

市街地形成過程から各自治会のを分類すると、下記の4タイプに分かれる。

①旧共同体型：本土復帰後の急速な都市化の進展以前からその範囲と自治組織の関係が明確であった自治会。儀保町自治会、平良町自治会、久場川町自治会がそれに相当する。

②スプロール区域広域型：町区域と自治会の範囲が一致するために、上記のものと似ているが自治会

(3)調査地点は平良橋。採水日は、1998/6/24、1998/9/8、1998/11/16、1999/2/1。

(4)上流、中流、下流それぞれ2km弱という短い区間であるが、上流の石灰岩台地の上部から下流の沖積平野に至る流路であり、その地形の推移区間としての中流という性格は明確である。

(5)旧農村集落型の事例として、中流の首里末吉町自治会まで調査対象に入れる予定であったが、聞き取り調査の実施にあたっての調整の結果、儀保町を含めそれより上流の13自治会となった。調査期間は1999年12月～2000年1月である。城東自治会のみがアンケート票による回答。他は自治会役員（自治会長、区長）への直接聞き取り。

を組織するには区域が広すぎるために区域内全域までを構成員とするのが困難な状況がある。石嶺自治会がそれに相当する。

③スプロール区域内小地区（旧）型：一定の区域で以前から存在した共同体を引き継いでいる点で上記の①と似ているが、住居表示上で明確に地区区分されていないまとまり。立川自治会、城東自治会がそれに相当する。この2つの自治会区域は石嶺自治会区域の中に島状に存在する。

④スプロール区域内小地区（新）型：新しい住宅地がまとまって開発された際に、そこで新しい自治会が結成された場合。石嶺ハイツ自治会、石嶺ひよい自治会、城東ハイツ自治会がそれに相当する。これらも石嶺自治会区域の中に島状に存在する。

⑤集合住宅団地型：集合住宅団地を単位として結成された自治会。公務員首里住宅自治会、石嶺団地自治会、石嶺第二市営住宅自治会、久場川市営住宅自治会、がそれに相当する。久場川市営住宅自治会が久場川自治会の区域の中に、他は石嶺自治会の区域の中に存在する。

このように分類し分布を見れば、特に石嶺町自治会の区域内に4通りのタイプの自治会が区域の重なりをもって散在するというスプロール地域特有の状況が確認できる。

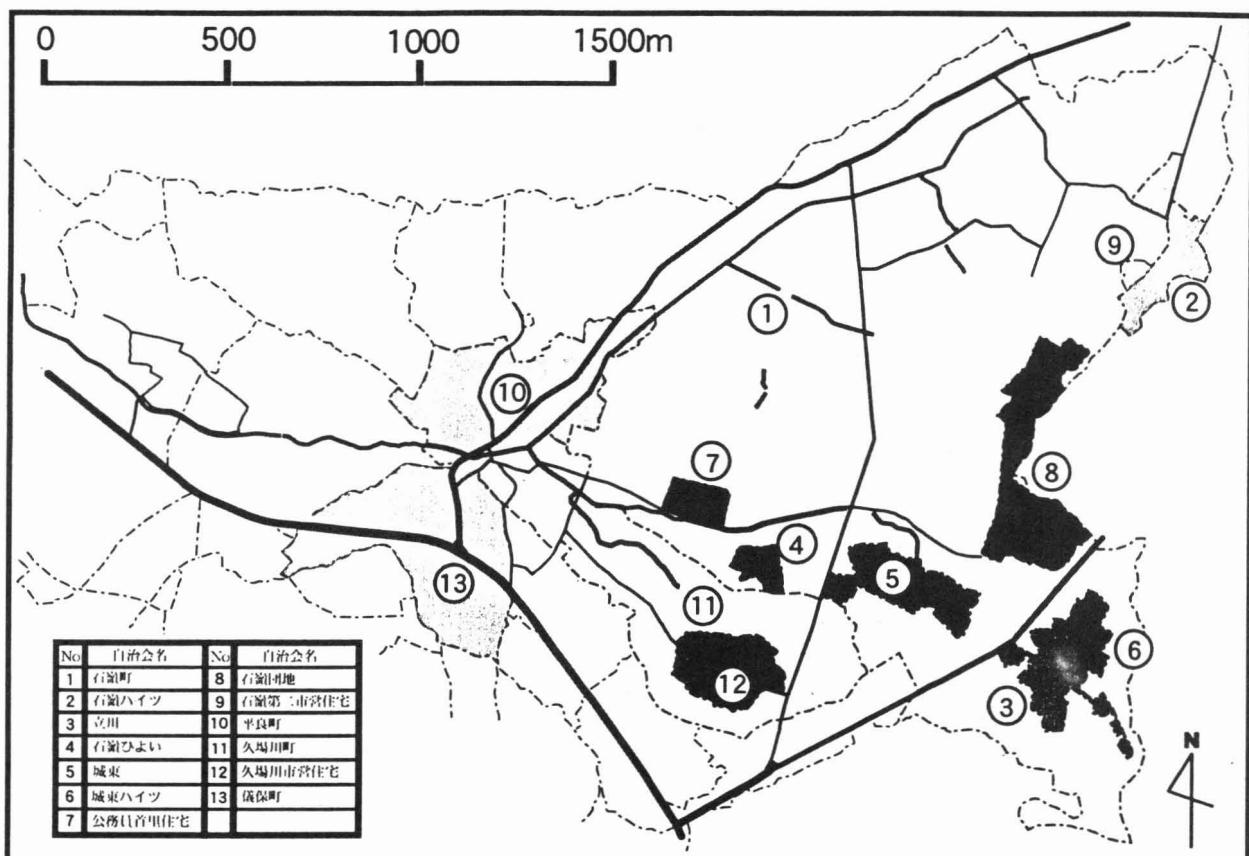


図4—1 対象地区の自治会の範囲と自治会名

自治会加入者数は、首里地区が全体で44.7%であるのに対して、首里北部地区にあたるこの地域は37.7%。さらに、加入率が100%である市営住宅団地の大規模な自治会をのぞけば、25.5%となり、自治会組織維持の上でもかなり困難な状況をかかえている。

(3) 自治会と地域環境

特に水環境に関する事項について各自治会役員に対して行った聞き取りをもとに、自治会と地域環境の関わりについて整理する。

全般として、既に上水道が整備され下水道整備が進行中の地域であるため地域生活の基盤としての水環境に対する意識が希薄であり、農業生産の基盤としての水利用ももはや行われていない。そのため現状の認識としては安謝川については「離れているから関係ない」という認識や「下水道完備以降は生活排水を川に流していないので関係ない」という認識が多く、川に対して疎遠な状況となっている（実際には雨水排水路も含めれば、この区域の排水は安謝川に流入する）。

また、環境に関する旧共同体が有した環境の共同管理的な活動や行動規範はあまり見いだせない。環境に関する自治会活動としては「清掃活動」が主としてあげられる。緑化活動などについては、自治会として規模の大きい集合住宅団地の自治会（石嶺団地自治会など）が盛んである。

水環境に自治会が直接関わりを持つ例としては、コミュニティプラントを設置している石嶺ハイツ自治会と城東ハイツ自治会の例がある。下水道敷設が遅れ宅地開発が先行したために設置されており、石嶺ハイツ自治会は「下水道整備の早期実現」を求めている。自治会としては必ずしも望んで生じた状況ではないが、設備の維持管理の経験や処理水の流路を認識しているなど、水環境に関する経験を有する自治会と言える。

一方で、水環境に関する文化財等の状況については、儀保町、平良町、久場川町の旧共同体の区域において多様な文化財が分布する。特に村井戸が数ヵ所に分布し、その一部は現在も利用されている。スプロール区域内小地区（旧）型の区域でも立川自治会のように、その地名の由来となった井戸の由来を伝えているものがある。幾つかの村井戸は現在も祭祀の対象である。また、役員個人の記憶として川と生活の関わりについて聞いたところ、洗濯、水遊び、魚釣、馬を洗う地点、など、水質と周辺の自然環境が良好であった時点の状況も主に旧共同体の区域で多く聞くことができた。水に関する歴史と生活文化を記憶している住民がこの区域に多いことが推察できる。

全般的に自治会活動の維持に関する悩みを抱えている自治会が多い。役員の固定化、加入者の維持確保、行事の運営の負担は、ほとんどの自治会で抱える問題である。さらに地域の水環境に関して何らかの役割を果たし得るか、という点については、その必然性と負担の両面で各役員とも概ね否定的である。

全体としては、伝統的環境保全規範を継承した共同体という性格は希薄である。ただし、その様相は地区内の各自治会で差異がある。状況を先に述べた自治会の5類型に対して整理する。

- ①旧共同体型：自治会活動は一定の安定性があるとともに停滞という課題も抱えている。下水道整備も一定の進捗をみているため水環境に関しては基本的に行政の権限と責任とされる。水に関わる文化財の存在やかつての生活文化、経験の継承については物的、人的に豊富な資産を潜在的に持っている。
- ②スプロール区域広域型：基本的には旧共同体型の状況と共通しているが、自治会区域内全般にまで活動対象とするには限界がある。
- ③スプロール区域内小地区（旧）型：これも基本的には旧共同体型の状況と共通しており、さらに小規模なまとまりである。小規模ながら文化的資産を有する場合がある。
- ④スプロール区域内小地区（新）型：新規来住者により一定の目的に沿って結成されるため、立ち上がった自治会は活発に活動する場合が多い。ただし、その後に停滞期に入る場合もある。文化財や地域の生活経験の継承という条件は持っていない。開発経緯により自ら環境管理に関わっている場合がある。
- ⑤集合住宅団地型：公共によって管理される空間であることが明確であり、空間的には一般住宅地の自治会と条件が全く異なる。特に文化財等は有しないが、共同利用空間が豊富である。原則として全員加入となり活発な活動が行われる場合が多い。共同利用空間に対して緑化など環境に共同で関わる機会は多い。団地の規模と性格により活動内容はかなり異なる。

全体としては、

- 1) 活動の停滞という面で各自治会とも概ね共通の課題を抱えているが、その様相には差異がある。
- 2) 基本的に水環境は自治会の課題になっていないが、直接取り組まざるを得ない自治会もある。
- 3) 各タイプごとに、現在の地域環境と潜在的資産については明確な性格の違いがある。

自治会が地域の水環境に関わる可能性については、非常に厳しい状況であることがわかる。ただし、自治会のタイプごとにその状況が異なっており、多様な自治会の区域がまとまって流域を構成することに注目すれば、下記の可能性を仮説としてあげることができる。

- ①川が排水路としか認識されず、水辺空間が貧困であることに対しても問題意識がもたれないという状況に対して、旧共同体の性格を持つ自治会（タイプの①②③）が有している資産（文化財、生活文化に関する情報）を再評価し、再び地域空間の共有性を高められる可能性がある。
- ②新しいタイプの自治会（④⑤）の水環境に関わる取り組みなど、自治会と水の関わりを流域全体の情報として共有すること。特に分流式下水道の雨水排水路として位置づけられた排水路の状況はスプロール地域の開発経緯を反映して複雑なものとなっており、住民が全体像を把握することは困難である。各自治会区域単位で整理可能な情報を総合化すれば、小地域の生活環境と流域の環境との関係が理解可能となる。
- ③多くの自治会の共通の課題である活動の停滞は、地域の水関連の取り組みを広げる上で不利な条件である。裏返せば、環境に関わる課題について、コミュニティ活性化に資するような位置付けができれば、自治会活動の新しい展開の可能性がある。旧共同体型の場合の新しい世代への継承すべき課題

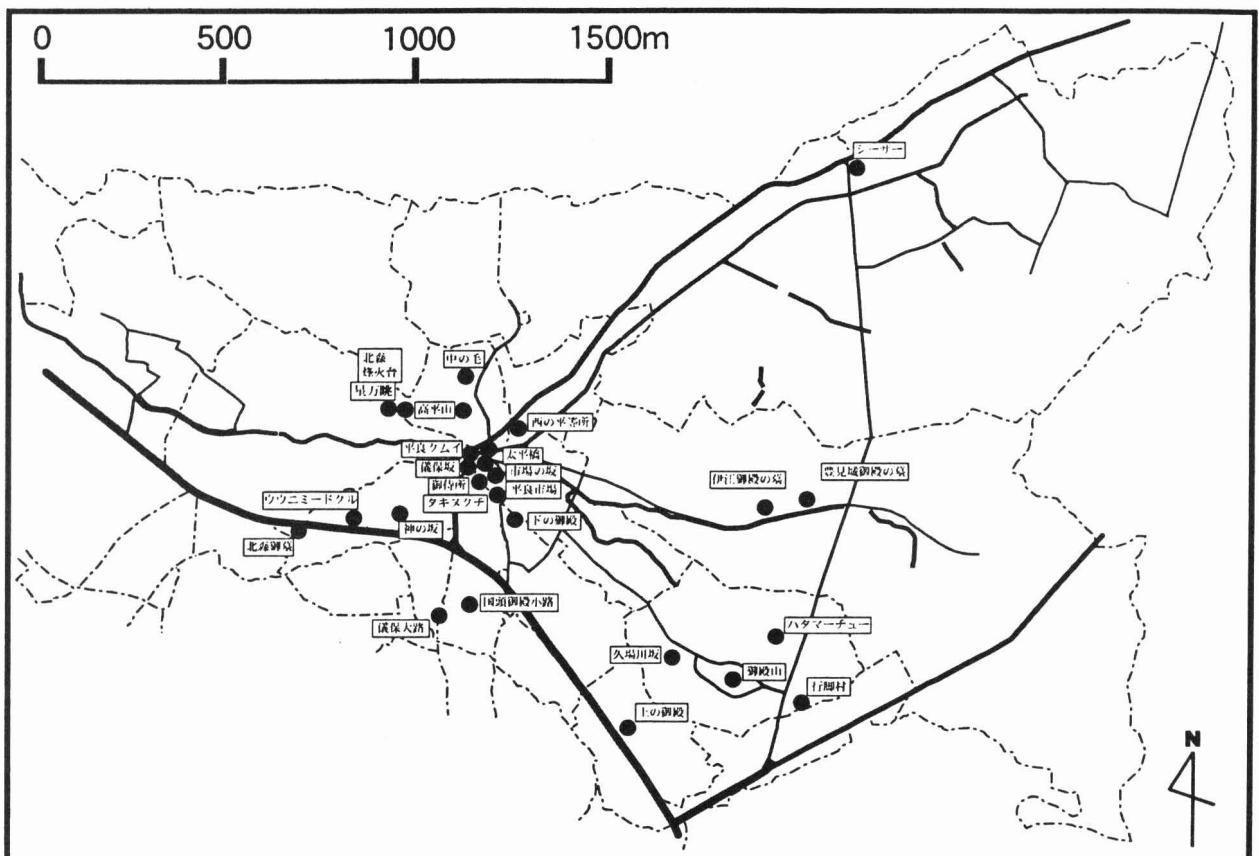


図4-2 対象地区的文化財の分布

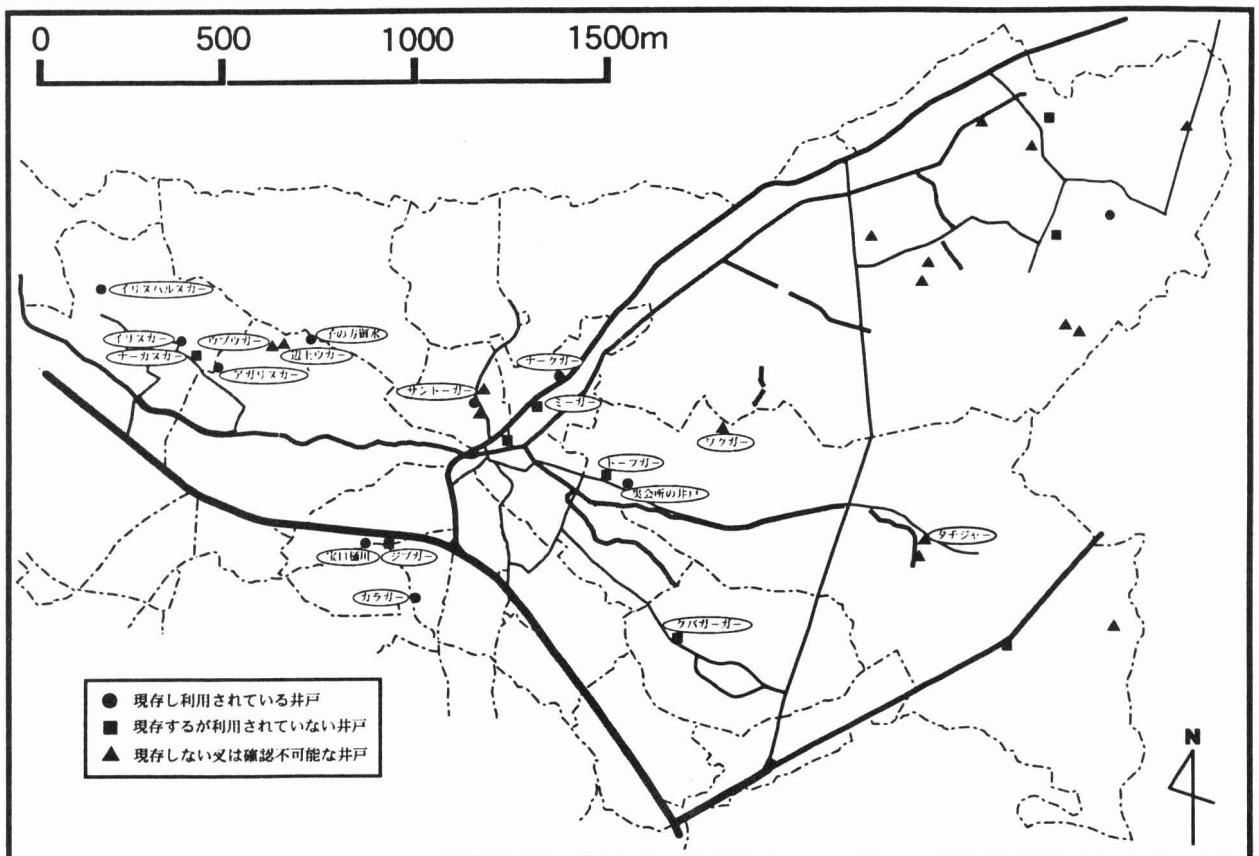


図4-3 対象地区の井戸の分布

としての位置付け、新しいタイプの場合の地域への愛着やアイデンティティに関わる課題としての位置付け、としての可能性などが考えられる。

このような可能性を開くには、複数の自治会にまたがる地域での総合的な取り組みを推進する仕掛けが必要である。その際、自治会活動とは別個に活動する市民活動がいかなる役割を果たし得るのかを次項で検討する。

(4) 市民活動の展開と課題

安謝川上流地域で川に関わる環境改善を目的として活動を行っている「安謝川をきれいにする首里住民の会」について、その活動内容を取り上げ、環境保全規範の再構築の上での位置付けについて考察する。以下は、同会の活動記録および活動自体への立ち会いの上での役員への聞き取りによって整理したものである。

「安謝川をきれいにする首里住民の会」は、1995年に活動が開始された団体で、基本的には目的に賛同する市民が任意に参加できる市民グループである。那覇市環境保全課（会の設立当時は環境公害課）が「環境保全対策事業」として会と協力、連携するという形で支援しており、立ち上げと運営に自治体の環境行政が関わっている。また、設立当初から安謝川上流域の自治会会长が評議員をつとめ評議員会も開催される仕組みになっているため、地域自治組織との連携が可能な形式が取られている⁽⁶⁾。

会の概要は以下のとおり⁽⁷⁾、

活動団体名称：安謝川をきれいにする首里住民の会

活動の目的：安謝川をきれいにして、昔の水辺環境を復元し、こどもが水遊びできるようにする

活動の場所：那覇市安謝川流域

設立年：1995年

会員数：約50名⁽⁸⁾

活動内容：評議員会、安謝川ウォッキング、市主催環境フェアに出展、廃油石鹼づくり

安謝川クリーン作戦（安謝川（末吉公園内）の清掃）

安謝川上流の排水溝のCOD調査、安謝川中流の生物調査、講演会、

安謝川水系河川環境管理協議会への参加

流域住民にPRするために表示板の設置を県に呼びかけた

安謝川だよりの発行

(6) 実際には、1999年までは自治会との連携した活動はあまり展開されていない。

(7) 1998年3月に開催された「沖縄グラウンドワークフォーラム」（沖縄グラウンドワーク研究会主催）にあたって会から示された資料による。

(8) 各年度の総会参加の折の会費納入者であり、年度によって変動する。

関連する組織、団体：那覇市環境公害課⁽⁹⁾

(活動方針への助言、ニュースの印刷・発送、行事への対応等の援助)

活動開始のきっかけ：行政の呼びかけ

活動の成果 : 環境への関心が高くなったこと

活動初期の主な成果としては流域住民へのアピール掲示板を川沿いに設置したことがある。

継続的な活動内容の中で特に主要なものは、「安謝川クリーン作戦」である。末吉公園内の安謝川で2カ月に1回、土曜日午前に行われる。参加者は公園内の二つの橋（花見橋と滝見橋）の間でゴミを拾う。滝見橋は、上流の市街地部から公園内に川が入る地点に近く、活動開始以前は巨大な洗剤の泡が見られる場所として河川環境問題の象徴的な場所であった。

1999年度からは、定例の作業部会の開催、上流地域を「歩く会」の開催、公園周辺の見学会と現地講演会なども開催されている。また、1999年には同会の要望がきっかけとなって末吉公園内の安謝川に降りる階段が那覇市によって設置されるという具体的な成果もあげている。

川に関わる水環境改善活動としての同会の特徴を下記に整理する。

1) 会の活動内容

①直接的な環境改善とその限界：会の中心的活動は「クリーン作戦」であり、毎回多量のゴミを収集し参加者も一定の達成感を共有できる。ただし、河川構造や水質自体に直接はたらきかけられる活動ではないという限界もある。特に上流域の河川形態と排水路の状況に対しては有効な働きかけの手掛けりを得られない状況にある。

②学習活動の展開：石鹼利用、水質調査、生物調査等、水環境に関する認識を深める活動が取り組まれている。「クリーン作戦」には近隣の小学生が多数参加するなど学校での環境学習との連携も試みられている。

③各方面の組織、集団との関わり：会の設立当初から市の環境行政担当課が活動を支援している。流域の水環境に関しては様々な行政の部門がセクショナリズムのもとで動いているのが実態であるため、会は市の環境行政部門以外に県の河川行政、市の公園緑地行政等、各々の担当部門と接点を持つことになる。例えば、安謝川中流域における橋の掛け替え工事の際に県への要望を伝えるなど、行政との調整の機会を徐々に拡大している。同時に自治会会长が評議員であるという組織形式に立って自治会との連携の可能性を持っている。

2) 会の構成

①広域的参加：「クリーン作戦」には、上流域住民を中心にしてさらに広範囲の住民が参加している。自治会活動とは異なる参加の広域的広がりがある。この側面は地域においては逆に“広く薄い”という性格でもあり、安謝川上流地域内で十分に認知された存在にはなっていない。

(9)2000年3月現在は環境保全課

②共通の目的意識：市民活動団体は、特定の目的に賛同する個人の集まりという基本的性格を持つ。役員や中心的会員には環境問題や他の市民活動についての関心や経験を有する人が多い。そのため、会の活動の方向を明確化しやすく、会員の知識経験を活用しあうことができる。この側面は逆に多様な立場の住民に広げていく際の障害にもなり会の活動が停滞する可能性がある。1999年時点では役員も中心的会員の固定化について危機感を持っている。

以上の特徴は、市民有志によってつくられた環境問題関連団体の多くに共通する特徴と考えられる。すなわち、ゆるやかで幅広い会員と活動内容を持つ半面、地域に即した情報の把握と地域に密着した活動の展開が困難な状況にある。

活動5年目に「安謝川をきれいにする首里住民の会」は、活動の地域への浸透を目標として新しい取り組みに着手した。地域情報を盛り込んだパンフレットを印刷し自治会等へ配布する計画である⁽¹⁰⁾。この過程に上で述べた課題を克服する手掛りが含まれていると考えられる。作成過程において、会 자체が持っている情報、現地調査による情報、各自治会、行政機関が持っている情報を収集し総合化する作業が行われた。ここには、自治会活動の現状の項で述べた各地区の状況が反映されており、スプロール地域特有の複雑な地域構成とそこで生じている水環境の問題を住民が理解するための手掛りを与える基礎情報となる（図4-6）。情報・資料の収集過程とその後の普及過程で自治会との連携が取られようとしており、市民活動と自治会活動との連携の一形態が試行されようとしている。

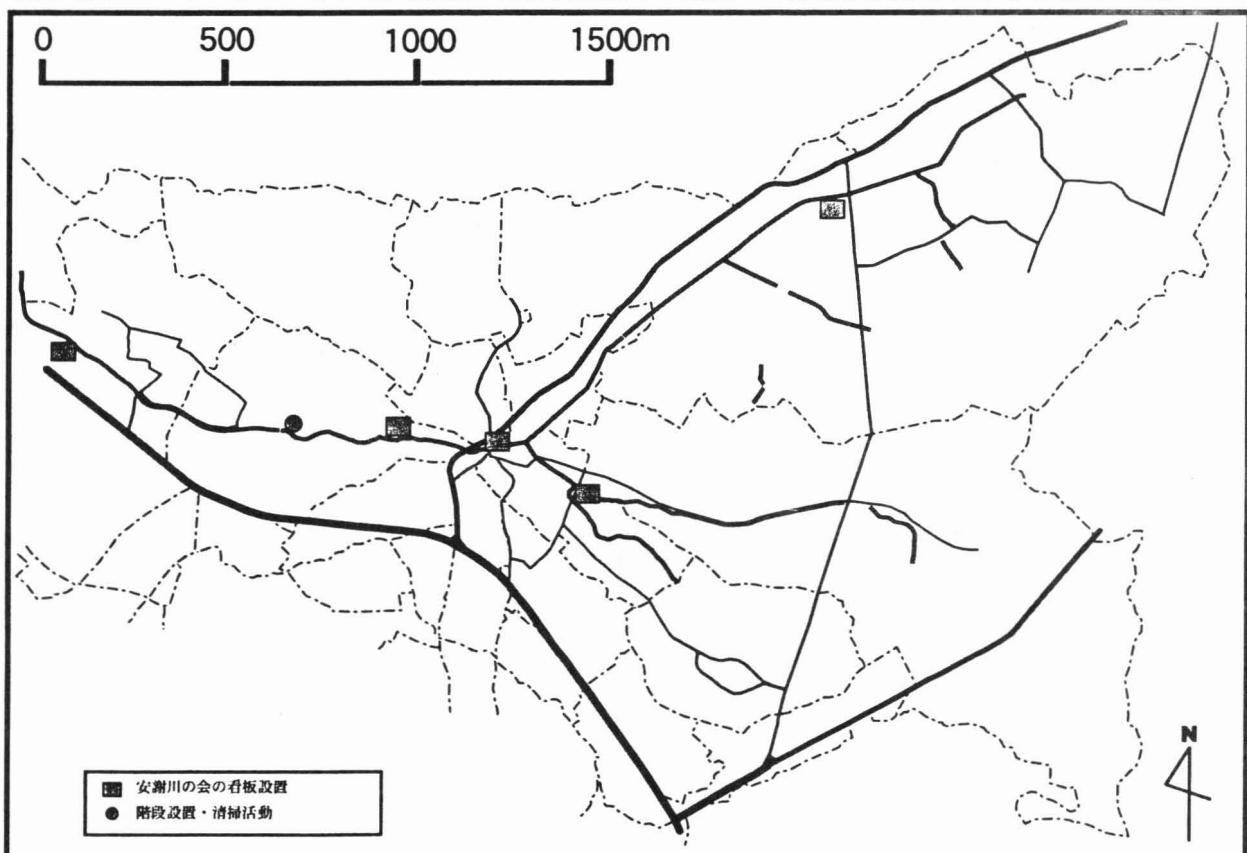


図4-5 「安謝川をきれいにする首里住民の会」の活動成果

(10)本稿執筆時（2000年3月）はまだ編集段階であり、4月以降に印刷と配布が計画されている。

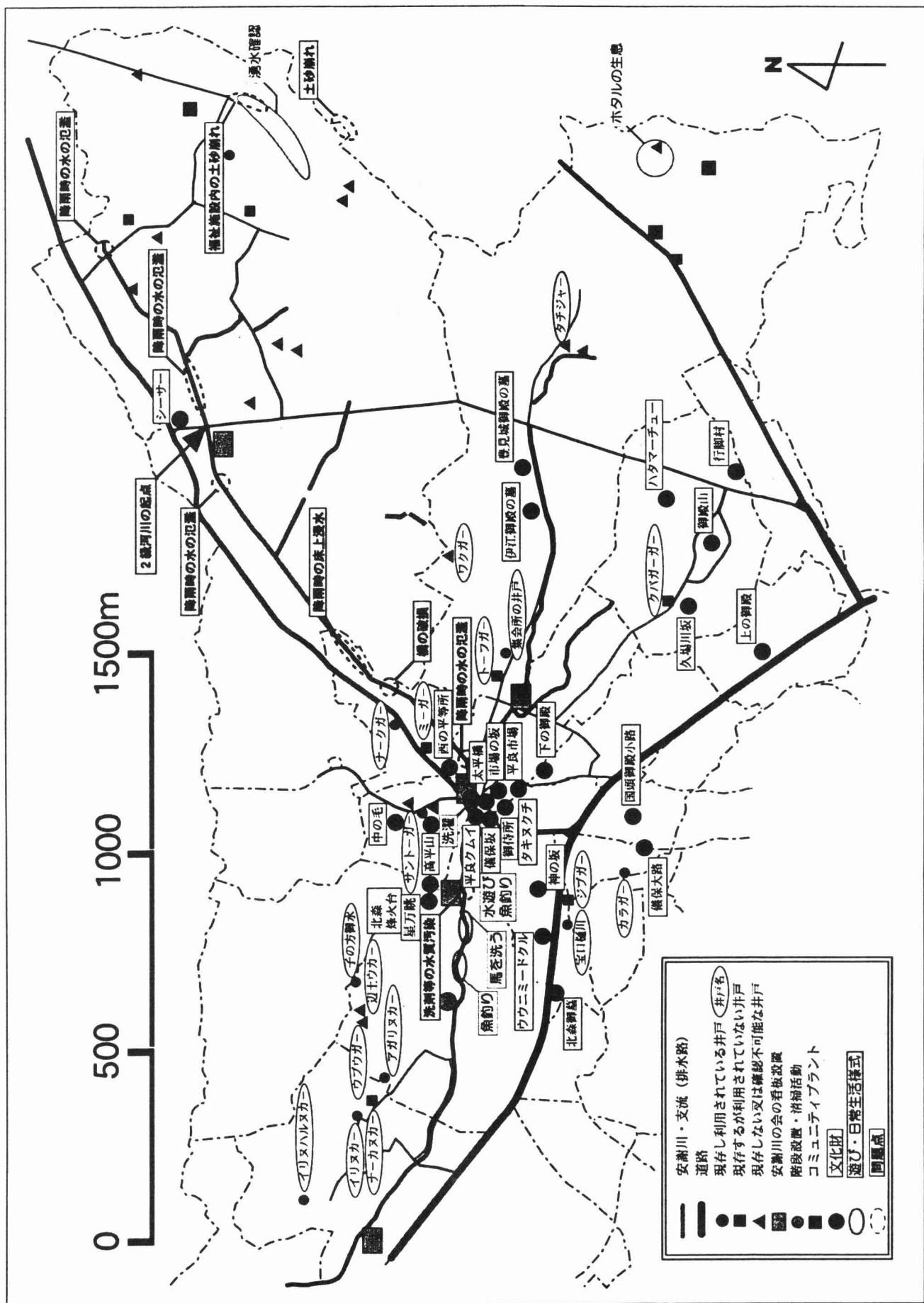


図4-6 流域マップのために収集された情報の例

この経緯自体は、数多い市民活動の中で特筆すべきほどの先進的な取り組みではないが、第2章、第3章の伝統的集落の原形論、変容論という歴史的経緯に対する市民活動の位置付けを考察するための一つの材料を提供している。

目的に賛同する個人が構成する社会集団である市民活動団体は、基本的に旧共同体（コミュニティ）と異なる性格を有する。すなわち、地域空間の共有性を直接に継承する位置をしめることはない⁽¹¹⁾。その一方で環境保全規範に関する目的を持って活動を展開している。この基本的性格により市民活動の地域への浸透には限界がある。一方で集落共同体の伝統を継承する既存自治会は前項で述べたような課題を抱えている。それを越えるための試みとして複数の自治会との連携、情報の総合化と共有化という役割を市民活動団体が担おうとしている。

空間の共有性と環境保全規範に関して生じた隙間に對して、多様な社会集団が再構築の役割を果たしている流れとして解釈することができる。

（5）環境保全規範の再構築の展望

近世の共同体が有していた地域空間管理機能は公共へと吸収され、近代の社会システムが構築された。そして、現在、環境に関する社会問題をみれば国家、地方自治体行政の矛盾や限界が露出している。一方でコミュニティの機能の縮小化が進み、行政もコミュニティも担いきれない隙間にある課題に対して市民活動組織やNPOが果たす役割が注目されているのが1990年代後半の情勢である。

本研究全体の枠組みは、その中で旧共同体が潜在的に有する大きな可能性をとらえることに重点を置いているが、同時にコミュニティの機能がNPO等によって代替され得るのか、という論点にも対応して設定したものである。

本節では、旧自治会と市民活動団体の現況を対比して分析したが、共有性という概念を通じて見る限り、両者の性格と役割は基本的に異なっている。従って、役割の代替といった単純な二者択一の方法ではなく、その中で共有性の希薄化の過程をとらえることができれば、市民活動団体がその再構築過程にゆるやかに関わるという構図が成立する。自治会側から見れば、空間の共有性のゆるやかな開放と同時にその責任と意義を再確認することになる。例えば、市民活動団体は自治会と連携して村井戸（ムラガ）の文化財的価値が地域に広く認知され水環境の一環として整備される道筋を構想する役割を果たせる。同時にカーネの御願の主体や字有地であった場合の処分権は自治会（旧共同体）に帰属する。共有性の中心部分は維持されながらも同心円上の広がりが得られる。

共有性という概念を切口として個々の事例の歴史的経緯を整理し、現局面の位置付と将来の展望を描くことができる、という仮説が本研究の出発点にあった。本節の検討によりその論理的有効性をある程度示すことができたが、さらにケーススタディによる検証を重ねることが課題である。

(11) 例えば、字有地の処分に直接関わるような状況は想定できない。

あとがき

本報告書は、平成10年度と平成11年度の科学的研究費の助成を受けた研究についての報告書である。

短期間の研究のまとめであり知見も限られたものではあるが、調査研究の具体的成果を示すと共に研究代表者（清水肇）が今後の同テーマへの取り組むにあたっての到達点を簡潔に示すような構成とした。そのため、各章には論点整理的な節を設けてある。

本研究を進めるにあたっては、崎山正美氏（風水舎主宰）、南風原町史編集室と南風原文化センターの方々、安謝川をきれいにする首里住民の会の方々から多大な示唆をいただいたとともに、調査研究活動を開く条件を与えていただいた。また、第4章では小野恭子氏（当時、琉球大学学生）の研究協力を得ることで調査活動を開くことができた。

限られた年度分の報告書という性格上、特に全体を総括する結章を設けていない。論理的には、「第4章—2—（3）共有性と環境保全規範の再構築の枠組み」、が一つのまとめとなっている。この章はさらに多彩に事例研究を開いた上で実証性を得る方向で充実させるべきものと構想していたが、年度内の進行状況から第4章—3までを掲載することとした。この点を中心に今後の調査研究の継続による補強を予定している。